



「徳島新未来創生総合計画」の見直し（案） について県民の皆さんのご意見を募集します。

本県の県政運営指針である「徳島新未来創生総合計画」は、令和6年3月に策定した計画です。この計画の進行管理にあたっては、効果的・効率的な「実効性のある計画」として、社会経済情勢等の変化や新たな県民ニーズに即応するため、毎年度、計画の改善見直しを行うこととしています。

このたび、県では、新たな政策課題、社会情勢の変化等を踏まえて、「KPI（重要業績評価指標）」や事業内容等の追加や修正を行う見直し（案）を取りまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和7年2月5日（水）～ 令和7年2月19日（水）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

① ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて
※住所の記入は不要です。

③ ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで
（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 企画総務部 政策企画課 企画担当

電話：088-621-2197 FAX：088-621-2821

メールアドレス：seisakukikakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広報・広聴担当

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行

（パブリックコメント）



Q1 「徳島新未来創生総合計画」ってどんな計画？

「徳島新未来創生総合計画」は、令和6年度から令和10年度までの5箇年の県政運営指針として、令和6年3月に策定した計画です。

この計画の進行管理にあたっては、効果的・効率的な「実効性のある計画」として、社会経済情勢等の変化や新たな県民ニーズに即応するため、毎年度、計画の改善見直しを行うこととしています。

今回お示しした見直し（案）は、新たな政策課題、社会情勢の変化等を踏まえて、令和7年度に新たに取り組む事業等の追加や修正を行うもので、「令和7年度版計画（案）」にあたります。



Q2 今回、計画を見直しする部分はどこですか？

「徳島新未来創生総合計画」は、「基本構想編」と「基本計画編」の2つで構成されています。

今回見直しする部分は、「基本計画編」のうち、戦略ごとに記載された「KPI（重要業績評価指標）」と「施策の方向性と実現に向けた工程表」であり、追加・修正する部分については、別添の「資料」において下線で示しています。

なお、追加・修正する前の計画をご覧になりたい方は、政策企画課（県庁3階）、またはお近くの県民センター等で計画書を配布しておりますのでご覧ください。また、県のホームページでもご覧になれます。



Q3 どんな意見を出せばいいのですか？

別添の資料「徳島新未来創生総合計画」の見直し（案）でお示しした事業等に対して、ご意見やご提案をお寄せください。

今回示されていない施策・事業や見直し全体に関するご意見やご提案でも結構です。



Q4 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映させていただきます。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。